

V 役員の変更

1 役員変更等の届出（法第23条）

NPO法人は役員の氏名、住所等に変更があったときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければなりません。この場合の「変更」とは、(1)新任、(2)再任、(3)任期満了、(4)死亡、(5)辞任、(6)解任、(7)住所又は居所の変更、(8)改姓又は改名が該当します。

*「新任」について

新たな者が役員に就任する場合を指します。それまでの理事が監事になる場合及びそれまでの監事が理事になる場合も新任の扱いとなりますので注意してください。提出書類は下表の①～④となります。

*「再任」について

任期満了による役員の改選において、すべての役員が再任された場合も届出が必要です。

（再任は、任期満了と同時に再任された場合であり、定款に役員任期に関する伸長規定がない等の理由により、役員任期期間に空白期間が生じる場合には「新任」の扱いとなります。）

また、登記されている役員が再任された場合、登記事項に変更がなくとも任期ごとに重任登記が必要となります。

(1) 提出書類

	提出書類	届出事項		提出 部数	手引き 参照頁
		新任	左記以外		
①	役員変更等届出書（第6号様式）	○	○	1	V-2～3
②	変更後の役員名簿	○	○	1	V-4
③	各役員が <u>特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと*</u> 及び <u>同法第21条の規定に違反しないこと**</u> を誓約し、並びに就任を承諾する書面の写し	○		1	V-5
④	役員の住所又は居所を証する書面（ <u>住民票の写し</u> ） ・届出日前から6か月以内に作成されたもの ・市町から交付された原本（ <u>コピー不可</u> ） ・マイナンバーの記載のないもの	○		1	

③：*役員の欠格事由に該当しないこと**役員の親族等の排除規定に違反しないこと

④：住民基本台帳法の適用に該当しない者である場合は、当該役員の住所又は居所を証する官公署が交付する書面（外国語で作成された書面の場合は、翻訳者を明らかにした訳文を添付）

*住所変更の届出の際には、提出不要

(2) 提出方法：持参、郵送又はメール送付

*事業報告書に年間役員名簿を添付したことでは役員変更届を行ったことにはなりません。

*登記されている理事の氏名や住所等に変更があった場合は、登記が必要となります。

（再任された役員の重任登記を含む）

役員変更等届出書（第6号様式）記載例

※市ホームページからダウンロードしてください。

第6号様式（第8条関係）

役員変更等届出書

令和〇年〇月〇日

藤枝市長 宛

主たる事務所の所在地 〒〇〇〇-〇〇〇〇
藤枝市〇〇町〇丁目〇番〇号
届出者 名 称 特定非営利活動法人〇〇〇〇
代 表 者 氏 名 理事長 〇〇 〇〇
電 話 番 号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
E - m a i l 〇〇〇.〇〇〇〇@〇〇.jp

次のとおり役員に変更があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項の規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

変更年月日	変更事項	役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所
		※次頁の記載例を参照		

- (注) 1 変更事項の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所又は居所の変更、改姓又は改名等の別を記入し、併せて補欠又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。ただし、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すること。
- 2 役職名の欄には、理事長、副理事長、理事又は監事等の別を記載すること。
- 3 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）の届出にあっては、次の書類を添付すること。
- (1) 当該役員が特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- (2) 当該役員の住所又は居所を証する書面

* 役員変更等届出書の表部分の記入例

役員変更を決議した総会等の日又は
総会等で決定した就任日

理事長、副理事長等の役職名を記載

1 新任

変更年月日	変更事項	役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所
令和〇年〇月〇日	新任	理事長	静岡 和男	藤枝市〇〇町〇丁目〇番〇号

2 任期満了と新任（理事長から監事に役名変更の場合）

氏名及び住所又は居所は、住民票の表記
と原則同じとする。

令和〇年〇月〇日	任期満了	理事長	静岡 和男	藤枝市〇〇町〇丁目〇番〇号
令和〇年〇月〇日	新任	監事	静岡 和男	藤枝市〇〇町〇丁目〇番〇号

2 任期満了と新任（理事長から監事に役名変更の場合）

令和〇年〇月〇日	任期満了	理事長	静岡 和男	藤枝市〇〇町〇丁目〇番〇号
令和〇年〇月〇日	新任	監事	静岡 和男	藤枝市〇〇町〇丁目〇番〇号

3 任期満了に伴い退任

令和〇年〇月〇日	任期満了	理事	静岡 和男	藤枝市〇〇町〇丁目〇番〇号
----------	------	----	-------	---------------

4 任期満了と同時に再任

令和〇年〇月〇日	再任	理事	静岡 和男	藤枝市〇〇町〇丁目〇番〇号
----------	----	----	-------	---------------

5 任期途中の辞任と補欠としての新任、増員としての新任

令和〇年〇月〇日	辞任	理事	静岡 和男	藤枝市〇〇町〇丁目〇番〇号
令和〇年〇月〇日	新任（補欠）	理事	清水 太郎	焼津市〇〇町〇丁目〇番〇号
令和〇年〇月〇日	新任（増員）	理事	島田 一子	藤枝市〇〇町〇丁目〇番〇号

6 住所変更と改姓

住所変更の場合は住民票の写しの提出は不要

変更年月日	変更事項	役 名	氏 名	住 所 又 は 居 所
令和〇年〇月〇日	住所変更	理事	清水 太郎	静岡市葵区△△町〇〇番地
令和〇年〇月〇日	改姓	理事	山田（静岡） 和男	藤枝市〇〇町〇丁目〇番〇号

（注１）改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を、括弧を付して併記すること。

（注２）「住所又は居所」の欄には、住民票の写し（又は住所又は居所を証する官公署が交付する書面）によって証される住所を記載すること。

（注３）変更年月日

総会等定款で定められた手続による承認日、ただしその際就任日が決められている場合は就任日となる。

役員名簿作成例

役員名簿

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人〇〇〇〇〇
--------------	----------------

住民票の記載どおりに正確に記載してください。

役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番〇号	有 ・ 無
副理事長	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番〇号	有 ・ 無
理事	〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番〇号	・ 無
理事	〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番〇号	・ 無
理事	〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番〇号	・ 無
監事	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番地の〇	有 ・ 無
監事	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇番〇号	有 ・ 無

氏名、住所は、住民票の表記どおりに正確に記載してください。

※新字・旧字・異体字 高 崎 恵 ⇔ 高 崎 恵

※地番・住居表示 〇丁目△番地◇ ⇔ 〇丁目△番◇号

※集合住宅 コーポ葵101号 ⇔ コーポ葵101号室

- * 1 役職名の欄には、理事長、副理事長、理事、監事等の職名を記載する。
理事は3人以上、監事は1人以上置かなければならない。
- 2 報酬の有無は、各役員について該当項目を○で囲む。
報酬を受ける者は役員総数の1／3以内であること。
- 3 氏名及び住所又は居所の記載は、住民票の表記と同じとする。

役員就任承諾及び誓約に関する書面の作成例

役員就任承諾・誓約書

役員が選任された総会（理事会）
開催日以降～就任日
（設立時は設立総会開催日以降）

令和 ○年 ○月 ○日

特定非営利活動法人 ○○○○

代表者 ○○ ○○ 様

役員変更等届出書に添付する際は、法人
の「代表者」又は「法人」あてとする。

新任となる役員が提出する
（設立時は理事、監事全員）

住所又は居所 ○○市○○町○番○号
氏 名 ○○ ○○

私は、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないこと

を誓約し、並びに特定非営利活動法人○○○○○○○の

理事

監事

に就任することを承諾します。

理事か監事のいずれかを記載
理事長、副理事長は、理事と記載

* 特定非営利活動促進法

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 拘禁刑に処せられ、
を経過しない者

(3) この法律若しくは暴
7項及び第32条の11

第45号) 第204条、第2

行為等処罰に関する法

その執行を終わった日

(4) 暴力団の構成員等

(5) 第43条の規定により
の認証を取り消された日から2年を経過しない者

(6) 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

第21条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を
超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超
えて含まれることになってはならない。

* 特定非営利活動促進法施行規則

第2条の2 法第20条第6号に規定する内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により役員の職務
を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

< NPO法第21条関係 >

（役員総数5人以下の場合）配偶者もしくは3親等以内の親族は含まれることになってはならない。

（役員総数6人以上の場合）配偶者もしくは3親等以内の親族は、それぞれの役員について、自分以外
の役員が1人まで含まれてよい。

* 設立時は理事及び監事全員（設立代表者を含む）が提出すること。

* 正本は登記の際に必要なため、申請時には写しを提出すること。